

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 28 年度 松阪市環境影響評価委員会
2. 開 催 日 時	平成 28 年 12 月 21 日 (水) 午後 2 時 30 分～午後 5 時 30 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 2 階第 3・第 4 委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市環境影響評価委員会委員) ◎朴恵淑、○富田靖男、寺島貴根、平山大輔、松井宏樹、 岩崎恭彦、山村直紀、前田健一 (◎会長 ○副会長) (事業者) リニューアブル・ジャパン(株) 岡本昭彦、中西芳比朗、 野呂幸夫、渋谷英俊、今井香織 日本エヌ・ユー・エス(株) 鈴木崇行 (株)鳥羽測量設計 澤原智洋、青島光伸 (松阪市) 環境生活部 吉田部長、環境・エネルギー政策推進課 (政木参事兼課長、山口室長、藤原係長、鈴木主任、大川係員)、 飯南地域振興局 廣田局長、土木課 伊藤課長、林業振興課 山下係員、維持監理課 前手主幹、財務課 西口係長、文化課 寺嶋主任、都市計画課 山本室長、齋藤係員
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	記者 3 名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail mailto:kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより、平成 28 年度松阪市環境影響評価委員会を開催させていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます、松阪市環境・エネルギー政策推進課課長の政木でございます、どうぞよろしくお願い申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ本日の委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めにご連絡がございます。委員でお世話になります三重大学の松井先生が 10 分程度遅れるとのご連絡をいただいております。また、名古屋工業大学の前田先生も 30 分程度遅れるとの連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。到着され次第、審議に加わっていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の委員会は、合同会社松阪飯南ウィンドファームにより環境影響評価法に基づく手続きが進められております「(仮称)松阪飯南ウィンドファーム発電所」に係る環境影響評価方法書についてのご審議をお願いするものでございます。本日の委員会ですが「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針」により、原則公開の立場を取っておりますので、よろしくお願い致します。本日の事項の中に、会長・副会長の選出に関する事項がございます。本来であれば、会長副会長の選出後に報道関係者および一般傍聴者の方々に入室いただくわけですが、本風力発電事業は、注目されている事業であり、すでに廊下でお待ちいただいている状況でございますので、この時点において入室していただいて、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局)

受付を行いましたところ、報道関係者 2 名が傍聴を希望されています。報道関係者による写真撮影、録音についてのご了承いただけますでしょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局)

報道関係者の入室を案内してください。

報道関係者の方々にお願いがございます。受付のときにお渡しいたしました、傍聴の心得を遵守いただきますようお願いいたします。心得に違反する行為が見られた場合は退室いただく場合がございますのでよろしくお願いいたします。なお、心得 9 番については事務局よりあらかじめ委員の皆様にご了承を得ておりますので、報道関係者の方は写真撮影および録音を行っていただいて結構でございます。ただし、写真撮影につきましては、審議

の妨げとならないよう、できる限り冒頭部分で撮影を終えていただきますようご配慮をお願いいたします。なお、撮影が審議の妨げとなると判断される場合は写真撮影を中止いただく場合がございますのでご了承ください。それでは事項書にしたがいまして進行させていただきます。それでは委員会開催に当たり松阪市長よりご挨拶を申し上げます。市長よろしくをお願いいたします。

(市長)

あらためまして、みなさんこんにちは、平素は様々なかたちで、我が町の環境影響につきまして、環境保全というかたちで普段皆様方に色々とおつきあいをいただいて、そして、様々なご議論をいただいております。今回初めて環境影響評価委員会というかたちで組織をさせていただきました。これからこういった環境アセスメントの手続きがいくつか出てくる可能性もございますので、専門的に環境影響の評価をする委員会を組織させていただきたいということで、皆様方にご参集をお願い致しました。特に今回は、配慮書の中で地元の意見もたくさんありました。その土砂災害に対する心配ということもございましたので、新たに名古屋工業大学の前田先生に、今回、土質の専門家ということでお入りをいただいております。後程そういったご見識をいただければと思います。非常に市民の皆様方もこの風力発電に関しましては、注目を本当にいただいている事業でございます。様々なかたちで専門家の皆様方のご示唆をいただきながら、我々もこの方法書に対しまして、市長意見を出さなくてはなりません。県の方からは1月17日までに提出を求められておりまして、少しタイトなスケジュールではありますが、我々もこの方法書に出していきたいというふうに思っております。是非とも今日は、真摯なご議論、様々なかたちでご示唆をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお申し上げます。すみません、私、ずっとここで聞かせていただくといいのですが、この後、まだ公務が立て込んでおりますので、冒頭のご挨拶で失礼させていただくことをお許しいただきたいと思っております。色々皆様方には、年末のこのあわただしい時期にご苦勞をおかけしますが、是非ともよろしくお申し上げます。本日はご参集いただきまして、本当にどうもありがとうございました。ではすみませんが、これにてご無礼をさせていただきますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

(事務局)

本日の委員会は、定数9人中、現在委員6人の出席をいただいておりますので、松阪市環境影響評価委員会要綱第6条第2項の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。本来であれば委員の皆様をおひとりずつ紹介させていただくべきところではございますが、時間の都合もございますので、出席者一覧によりご紹介に代えさせていただきます。それでは次に、会長、副会長の選出をお願いいたします。どなたかご推薦などはございませんでしょうか

(推薦などなし)

特に、ご意見がないようですので、事務局案といたしまして、本日の議題につきまして過去の実績を把握していらっしゃるということから、会長に 朴恵淑委員、副会長に 富田靖男委員を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局)

ありがとうございます。それでは会長に朴委員、副会長に富田委員よろしく願いいたします。恐れ入りますが、朴委員、富田委員お手数ですが、会長・副会長のお席へご移動をお願いいたします。

(事務局)

それではここで、朴会長、富田副会長より、それぞれ一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。まずは朴会長よろしく願い致します。

(朴会長)

あらためまして、皆様こんにちは、先ほど竹上市長からもお話がありましたように、この委員会はかなり重い委員会であるというふうに思っております。三重県の市町においては、こういう大規模な開発行為、あるいは、特にエネルギーにかかわるものなどが行われている場合には、何々市何々町環境保全審議会というところで、今までアセスをやってこられたというふうに私は思っております。おそらく市において、戦略的なアセスが大事だということなんだろうと思えますけれども、環境影響評価委員会という名の下で、本格的な環境評価をしていくのは珍しいケースであろうと思っております。それだけ、松阪市においては、環境にかかわる、あるいは、環境と経済のバランスの取れた社会をどう作るのか、そういう成熟した社会に向けた一つの大きな第一歩を既に踏み込んだのではないかとこのように思っております。大変だとは思いますが、どうか委員の皆様のお力、それから富田副会長のお力をお借りしながらやっていきたいと思っております。微力ながら頑張らせていただきますので、どうかよろしく願い致します。

(事務局)

はい、ありがとうございました。次に富田副会長よろしく願い致します。

(富田副会長)

富田でございます。今まで環境に関する事に色々携わってきておりますが、今回は新しく評価委員という委員会ということで、非常に責任を感じております。微力ではございますが、朴会長のもと、出来る限り補佐して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。それではここで事業者に入室していただきます。それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。ホチキス止めをしてあります、事項書、委員名簿、別紙1 環境影響評価の手続フロー図、別紙2 環境影響評価方法書手続について、松阪市環境影響評価委員会要綱、(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書、(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解でございます。不足はございませんでしょうか。本日は会議録作成のため録音をさせていただきたいと思っておりますので、お手数ですがご発言いただく場合は、マイクを使用いただきますようお願いいたします。なお、マイクの使用方法はマイク土台部分のスイッチを押していただきますと、マイク部分が赤く点灯いたしますので、その後ご発言をお願いいたします。それでは会議の議長は、松阪市環境影響評価委員会要綱第6条により会長にお願い致します。

(朴会長)

事項書に基づきまして進行をさせていただきますので、どうかよろしくお願い致します。まず、事項書では、「(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書について」となっているんですけども、新たに環境影響評価委員会になっているということもありまして、せっかく事務局の方から別紙1、別紙2、それから要綱と綴られていますので、まず簡単に事務局の方からこの資料について説明をいただいた後、この分厚い方法書の中身、それから私たちのところに見解という要約的な部分の資料がありますので、事業者の方から説明をお願いして、委員の皆様の方から質疑応答、そういう形で進めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(朴会長)

はい、ありがとうございます。事務局、別紙1から簡単に説明をお願い致します。

(事務局)

松阪市環境・エネルギー政策推進課の鈴木と申します、よろしく申し上げます。それでは、方法書手続と白猪山周辺の風力発電計画の概略をご説明いたします。

お手元にお配りいたしました事項書にホチキス止めしてあります、別紙 1 の発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図をご覧ください。現在行われている手続きは上から 2 番目の方法書手続となります。方法書手続は事業実施前に環境への影響をどのような方法で調査・予測・評価をしていくのかを示すものであり、示された内容について住民、知事、市長などの意見を聞き事業者は調査等の方法を決定いたします。

続きまして事項書にホチキス止めしてあります、別紙 2 をご覧ください。本日ご審議いただく方法書については、平成 28 年 9 月 12 日に提出され、10 月 11 日まで縦覧が行われました。縦覧期間中には 9 月 21 日、9 月 23 日に環境影響評価法第 7 条の 2 に基づく説明会が開催されました。平成 28 年 11 月 17 日にお手元にございます、「(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解」が提出されました。11 月 24 日には三重県知事より松阪市長に対し意見の照会があり、同日市長より当委員会へ諮問され、本日ご審議をお願いする次第でございます。本日の審議以降につきましては、提出期限である平成 29 年 1 月 17 日までに市長意見を三重県知事に提出いたします。三重県知事は提出いたしました市長意見を勘案しつつ、2 月 14 日までに経済産業大臣へ意見を提出することとなります。その後は提出された意見を踏まえて経済産業省により審査が行われます。審査後に経済産業大臣より、勧告が出され方法書手続は完了となります。方法書手続後は方法書や提出された意見に基づき現地調査や評価などが行われ、準備書の手続が開始されることとなります。

続きまして白猪山周辺の風力発電計画についてご説明いたします。本日ご審議いただく風力発電事業はリニューアブル・ジャパン株式会社により設立された合同会社松阪飯南ウィンドファームによって設置計画が出され、平成 27 年 12 月 1 日に法令に基づく環境アセスメントの手続きが開始されております。なお、ほぼ同位置で平成 20 年にも風力発電所の計画がございましたが、リニューアブル・ジャパン株式会社のお話では、撤退をされたという認識をされているということであり、その事業を引き継ぐという関係にはないということです。また、隣接地域において、くにうみアセットマネジメント株式会社による風力発電所の計画が現在も進められており環境アセスメントの評価書作成の段階となっております。その計画では 8 基の風車が本日ご審議いただく風力発電施設の西側に連続して建設される内容となっており、白猪山一帯に 20 基程度の風力発電施設が連なることが想定されます。以上でございますご審議の程よろしく申し上げます。

(朴会長)

ありがとうございました。皆様、色々申し上げたいことがあるかと思っておりますけれども、

時間との関係もありますので、私としては、事業者から方法書に基づきました見解も出ていますので、まずは、説明をいただいた後、事業者とのやり取りと、その中で、もし市の主体性のことが必要である場合には、説明をお願いするというかたちで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(朴会長)

ありがとうございます。それでは事業者の方で、方法書、それから見解も出ておりますので、説明をよろしくお願い致します。

(事業者)

今回、白猪山で風力発電を検討しております、合同会社の親会社でございますリニューアブル・ジャパンでございます。本日は皆様ありがとうございます。ご紹介がございましたように、今年の9月12日に環境影響評価方法書を提出させていただきました。その後、約1か月間縦覧の期間を設けさせていただき、ご提示していた次第でございます。そちらについて、皆様から頂戴したご意見等について、これからご説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

(事業者)

初めに現在の状況から簡単にご説明したいと思います。先ほど説明いたしましたとおり、縦覧を終えた後、住民の意見、あと県からの意見をいただきまして、その見解書を出させていただきました。先日、12月12日に県の方で委員会がありました。そこでも説明をさせていただきました。今後、市の方の委員会の話と経産省の方の風力部会が1月か2月にあります。今、風力部会の方から質問が出てきて、それに対する回答を準備している最中です。これは1月13日までに経産省の方に提出するということで作業を進めさせていただいております。まず、見解書の方から説明させていただいた方がいいですか、それとも配慮書から変わったところから説明した方がいいでしょうか。

(朴会長)

一番やりやすいかたちでいいと思います。というのは、委員の皆さん既に資料には目を通していただいていると思っておりますので、私たちとして、理解しやすいのは、やはり事業者の方でやり易い方で説明頂いた方がいいのではないかと思いますので、どうぞやりやすい方をお願いします。

(事業者)

配慮書で出てきたときの住民の意見、県知事意見、市長意見、あと経産大臣意見については、方法書の方で記載させていただきました。今回、新たに方法書の意見として、住民の意見と県から意見をいただいていますので、住民の意見については配慮書のときの意見と重複しているところがございますので、ほとんど見解というか、考え方としては、配慮書のときの考え方とそうは変わっていないというふうに思っています。もう一点、前回、配慮書のときに各委員会、市も県も環境省も経産省もそうですが、色々ご意見をいただいたので、それは方法書の方に出来る限り反映させていただいて、より環境保全に対して適応できるかたちにさせていただいております。まず、住民意見の方から回答させていただきます。

ページでいくと 4 ページ目になります。初めの第 1 項目の質問で、立ち入り制限ということで質問をいただいています。これは、我々の計画の中では、風車のところに行くまでのアクセス道路、それと風車のメンテナンス道路、これについては新設をしようと考えています。この道路についてですけれども、基本的には立ち入り制限をさせていただきたいと思っています。これはゲートを設けて、立入の方は制限させていただき、我々としては、地元の林業の方、地元の方々を含めて利用させていただきたいと思っていますので、事前に申し出ていただいて、ゲートの方は開ける形で対応していきたいと思っています。ここも電力設備ということもありますので、ある程度管理された中で皆様に使っていただくという方向で今計画をさせていただいております。

次に 2 番目の質問ですが、間伐材の搬出には意味がないんじゃないかということです。まず一点目、我々もちょっと訂正をしないといけない部分がありまして、間伐材という言い方は、県でも話をさせていただきましたけれども、ここは間伐材ということではなく、山に残された残材、林地残材という言い方がいいのかもしれないのですが、間伐材じゃなくて残された残材と変更させていただきたいと思っています。それで、まず一つあったのが、今回、以前クリーンエナジーファクトリーさんが計画されたときもそうなんです、要は災害防止のために林地に残された残材を搬出するために道がほしいということで、元々風力計画があったということではなく、その道を作るために風車の方を立地したらどうかということで話をしてもらえたという話を伺っています。どれくらい残材が残っているのか、きちんと調べないといけないと思いますが、これは NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の方で林地残材について、松阪市の賦存量ということで出てます。これは配慮書のときにも説明させていただいたとおりで、データがありますのでこれを出し、あと松阪市さんの方もバイオマス事業のところで、今後、林道を作って林地残材の方を出していきたいという計画がございますので、そういうかたちで進めさせていただければ、我々の方も、我々の林道を使っていただくというのが一つの方法じゃないかと思っています。もう一点、やはり林野庁を含めて、今後もバイオマスを日本で進められると思いますが、どうやって山から木を出すかということを検討されておしま

す。ここに林野庁のWebサイトを入れているのですが、例えば、愛知県の例でいくと、これもマサ土が堆積している山で、道幅が3mぐらいだったと思います。そこでヤーダー(林業機械)とかを設けて林地残材を出している試験もやられていますので、我々としては、そういう知見を踏まえて道路の方を使っただきたいというふうに思っています。

次に5ページ目なのですが、10km以内に稼働している風車がないと、ただ、先ほど言いましたように隣地でくにうみ(くみうにアセットマネジメント株式会社)さんの方が8基計画しています。我々としては、既に配慮書の方でもご意見をいただき、隣地のくにうみさんの方とはお話をさせていただいています。それで累積的影響ということで何点か検討を開始しております。一点目が騒音・低周波音・超低周波音、二点目が景観、三点目がクマタカ等の希少動物、特にクマタカについての累積的影響評価ということで、今後、評価をしていきたいと思っています。ただ、四点目にヤマネの件、今、ヤマネの調査をさせていただいております。2016年の7月から12月まで、これは市の方の協力をいただき、あと三重県の森林監督署の協力をいただきました。地元の方の協力をいただき、巣箱を掛けさせていただいて調査をしております。調査は12月で終わりですが、巣箱の方は1年延ばして掛けさせていただきます。ヤマネについては、くにうみさんの方は調査をまだしていないということで、累積的効果をどのように評価をしたらいいのかというところは、今後の課題点であります。あと、この中で、土砂災害ということも十分懸念されると思います。この災害のことが書いてあるのですが、我々としても土砂災害については非常に懸念をしております。今後、きちんと検討をしていかないといけないと思っています。きちんと測量をして、事前に現状をきちんと把握することということで、土壌調査を進めさせてもらえないかと思っています。これは、色々な方のご協力が必要だと思いますので、まずは、現状をちゃんと把握するという意味で、地質調査をやらせていただき、あと測量をやらせていただくということで進めさせていただいて、現状をきちんとお互いに同じ情報を持って進めさせていただきたいと思っています。それをもって、我々の方も設備設計の方を進めさせていただきたいと思っています。現状、設備計画の方は図面ベースで進めていますが、まだまだこれから実際の土砂災害も含め、どのような対応をしていくかというところは検討していきたいと考えております。

次に3番目の残土なのですが、基本的には、建設残土は外部に出して山に残さないということを考えています。ただどこに出すのか、どれくらい出るかというのは、今、方法書上の数字は出ていますが、これから調査をしたり、測量をしたりして設計をし、数字は若干変わってきます。我々としては、なるべく改変面積を少なくして、残土を少なくしたいと思っています。残土の搬出先も、まだ工事までは時間がありますので、今後、検討させていただきたいというふうに思っています。

4番目のところも残土のことで、残土が増えたということですが、これは、アクセス道路です。配慮書のときは林道側、北側からアクセス道路500mぐらいで入れるというふうに思っていたのですが、これは県との委員会で、県の先生の方からあの辺りは少し崩れもある

ということでコメントをいただきました。我々の方でも調査させていただき、あと、山のことを知っている方々に話をさせていただきました。配慮書で計画した道路については、今回、無理そうだということで、方法書からは東側、ページでいくと方法書の 285, 286 ページの上のところに書いてあるところが配慮書のときに考えたルートです。途中までは既設の林道ですが、最後のアクセスする 500mのところだけが新設というかたちで考えていました。しかし、それが無理ということで、それであれば東側ではなく、西側から大きいトレイラーなどは通しても考えたのですが、測量をさせていただき、検討した結果、やはりこの最後のところの崩れはどうしようもならないので、新設するアクセス道路のところはやめるというかたちにしました。その代り、改変面積は増えるのですが、ページでいくと 15, 16 ページになります。風車の東側から、既設の林道を利用せず、新しい林道を作らせていただいて、ここから工事車両などを上げていこうというふうに思っております。これが建設残土の増えた理由の一つになります。それと、改変面積は、以前、風車の中心のところから 250mを考えていたのですが、今回、ヤマネがいるということで県の方からもコメントがありましたので、ヤマネについては、だいたい 11 番とか 12 番のもう少し北西側にいるということをお伺いしているのです、我々の調査の対象範囲もヤマネに合わせて北側に広げております。これはヤマネを調査する上で、これくらい広げないとヤマネの調査ができないということで、若干、以前の対象区域よりも広げさせていただいております。今後、先ほど言いましたように実施調査、測量、設計をしていく中で、この辺も我々としてはなるべく改変面積は少なく、発生残土は少なくというかたちで考えさせていただきたいと思っております。

次に 5 番目、井戸調査、水質状況なのですが、これは粥見のところは遠いのではないかというご意見ですが、方法書のところでは基本的に文献調査ということで、その文献しかなかったのが載せています。実際に井戸調査、河川調査はさせていただきたいと思っております。詳しい内容は方法書の方に、井戸と河川の調査箇所を示してございますので、それを見ていただきたいと思います。

6 番目に井戸のところ、もう一度出てきていて、井戸は飲料水として使っていると書いてあるのですが、我々としては、井戸のところは、持っている情報ですと、飲料水としては適していないということで話を伺っております。保健所の方からも飲料水としては適していないのの事を聞いているので、今、使っているのは、牛の飼育ですとか、農業用で使用しているのだと思っております。ただ、全量を測ってほしいということであれば、地元の方が問題なければ、全量を測らせていただきたいと思いますというふうに思っております。ここは地元との調整だと思っております。

(事業者)

お手元の資料では 233 ページのところに水質の調査ポイントがございます。この中では河川の水質の調査ポイントとして 11 地点を取り上げております。これ以外に井戸水の具体

的な調査ポイントに関しましては、使用されている民家の方の了解がまだ得られていないところがございますので、その確認をとって、井戸水、山から下りてくる地下水の水質に関連する調査を計画していきます。今のところ 4 戸ぐらいになる見通しでございます。以上です。

(事業者)

次の 7 点目、ブレードの高さですが、まだ、日立（株式会社日立製作所）さんの風車を使うというのは決めています、どちらのタイプにするか、2 タイプありまして、2.1 メガワットのタイプと 2.0 メガワットのタイプがあります。2.0 の方が羽の長さが 86m、2.1 が 80m なので若干違っております。ここは風況を見てきちんと検討するというかたちで、今は最大の数値を書かせていただいています。出力は 2.1、羽の方は 2.1 だと本当は 80m なのですが、86m、2.0 の方、とにかく一番大きいタイプで書かしていただいています。環境影響評価上は、この方が安全だと思いますので、そこで大きい方でやらせていただいて、そこから風況等、あと他に環境影響評価の結果を見ながらどちらにするか決めていきたいと思っています。

次の 8 番目、景観への影響ということで、眺望点、景観への影響、これは今後モニタージュを作成するというので、何点か我々の方で絞ってございます。実は我々の方も既にプレゼンテーションではモニタージュを作成してイメージは持っているのですが、きちんと環境影響評価の中で示した方がいいというふうに思っております。中途半端に事業者の方で作ったものを今お示しすると混乱を起こしてしまうといけませんので、まずはここできちんとモニタージュを作成させていただいて、皆さんにご提示するというのを考えています。

(事業者)

景観の調査位置に関しましてはお手元の方法書で 248 ページ、こちらの方に対象事業実施区域の周囲からの景観の現地の写真を撮りまして、これに風車が設置された後の景観をモニタージュしようということで、5 地点、この中で調査位置をお示ししております。この 5 地点に加えまして、県の方から五箇篠山という多気町のところのポイント、お手元の資料で、四角で多気町って書いてある左下ぐらいのところに古江ですとか、朝柄という地名のところ、これがちょうど対象事業実施区域の尾根筋の全景が見えるところということで、ご指摘を受けてますので、ここにもう一つ景観の調査位置、モニタージュを作成する地点を付け加えて合計 6 地点で、今後の予測評価を行っていこうと考えております。以上です。

(事業者)

9 点目の低周波音については、我々も環境省の検討会に傍聴の方で出ささせていただいて、いろんな話を伺っています。環境省の方からガイドラインが出てくるということなので、

それに従って、計測・評価・出てくる数字についての評価をさしていただきたいというふうに思っています。ここで我々独自の判断をもって評価するということは考えておりません。シミュレーションについては、これは以前、説明会の際に細かいシミュレーションということでは、基本、安全サイドでのシミュレーションをさせていただきたいというふうに思っています。そういう意味では、吸収とかなくして、基本、距離減衰だけを考えさせていただいて、シミュレーションの方をさせていただくというかたちになると思います。ここについては、先ほど言いましたように累積的影響がありますので、それはくにうみさんの方ではなく、我々の方で評価をさせていただきたいと思っています。このデータについては、くにうみさんの方から使う機種を教えてください、ノイズのパワーカーブをいただいております。

次が10番目の改変面積の件なのですが、これは先ほどご説明したとおりです。メインはアクセス道路が変わったということです。

次に11番目、配慮書と方法書に違いがあるということなのですが、配慮書については計画ベースということで、まずは計画をお示しすると、それについて、色々ご意見、ご審議いただき、それを元に我々の方も調査を進めてますので、方法書ではもう少し熟度を上げて掲載してございます。先ほど、アクセス道路のところでは、無理なものを無理やり作る気はありません。きちんとコメントを反映させていただいて、出来ないものは出来る場所に計画をさせていただきます。ただ、今後、調査を進めていく中で、色々変わってくる場合がございます。地質やこの傾斜では無理だとか出てくると思っています。そういうときには測量し、なるべく我々としては安全側で、災害を与えないところで計画をしていきたいと思っています。

もう一点、風車ですが、配慮書の際には白猪山の尾根の西側に6基風車が並んでました。以前、配慮書の際のご意見で棚田の景観不可というのも出てましたので、6基の内、棚田のところの1基を外して東側にもってきました。景観の部分で若干軽減した計画をさせてもらっています。先ほどの285ページに配慮書の際の風車の配置が出ています。白猪山の西側、この図でいうと左側です。ここにナンバー7からナンバー12と書かれています。これが、配慮書の際には6基でした。15ページをご覧ください。白猪山の西側にはナンバー8からナンバー12の5基と1基を減らしています。1基はナンバー1ということで、一番東の方にずらさせていただいております。まだまだ、今後、調査を進めていく中で、色々検討を進めていく中で、準備書に向かっては数字が変わってくる場所もございません。ここは、ご理解をいただきまして進めさせていただきたいと思っています。それから、反対が出ている、自治会の同意も得られていないということです。配慮書の際の考え方ですが、まずは計画を示させていただいて、皆様のご意見をいただくというのが第一目だと思っています。それを基に方法書の方で粗々の計画を立てさせていただきまして、それをベースに地元の方々に説明していきたいと思っています。そうでないと、また計画が変わったという話になりかねませんし、環境に対する影響についても、配慮書の段階で

は、きちんとしたロジックが立っていませんので、今回はきちんとロジックを立てて、各委員会の先生方にご審議いただいたものをベースに地元の方々に、低周波については環境省の方針をご説明していきたいと思っています。

7 ページ目、12 番です。方法書の説明会についてのコメントです。文書がきたが、日時、場所、内容等が書かれていなかったということです。我々としては、法律に則って全て掲載させていただいております。インターネット、新聞、ケーブルテレビ等のできる限りお知らせをしました。それに加えて、市の方から住民の方々にも知らせてくれということで、ここに書いてあるペーパーを配らせていただいて、ご連絡をさせていただきました。このことについて、足りないということだと思います。説明のときも限られた時間でたくさんのことを説明しなければならない中、説明の仕方にも問題があったのかもしれませんが。今後、地元の方々については、方法書をベースに色々なご説明をさせていただきたいと思っています。これは、我々としては、一步一步、一個ずつ、具体的なことをきちんと説明していくというのが義務だと思っています。

13 番目についても同じで、形式的ではなかったかということです。今回の方法書の説明は、基本的には、環境影響評価の方法書の説明をするということですので、思っていたものと違うと思われたと思います。我々の方も事前にきちんと方法書の説明ですと、環境影響評価の方法についてのコメントをいただきますというご説明をすればよかったのかもしれませんが。それはしたつもりでしたが、中々伝わっていない部分があって、そのあたりに差異があったのかと思います。今後は、きちんと説明をさせていただいて、準備書に向かっていかなければならないと思います。もう一つは、調査をさせていただいている部分、先ほどの土砂災害のこともそうですが、今後、色々な調査をさせていただくということで、ご理解いただくということを考えています。

14 番目です。ここも先ほどのやり方の問題です。人数が少なかった云々というのは、我々の方も把握しきれません。我々としては、ちゃんとしたメディアを通じたお知らせをしたつもりですが、それでも足りなかったのかもしれませんが。若しくは色々なご事情があったのかもしれませんが。これは分かりません。ただ、やはり先ほど申しましたように、今後、方法書をベースに色々のご説明をしたいというふうには思っています。

次に 15 番目です。ここも同じだと思います。15 番目の下の方に書いてある配慮書のときに出了意見の対応ですが、これについては、方法書の第 7 章に記載させていただいております。経済産業大臣意見につきましては、第 5 章に記載をさせていただいております。基本にご意見については、我々としてはご意見を基に対応していきたいと考えております。

次の 16 番目も一緒だと思います。これは、駆け足の説明、自信のない回答ということで、私のことかもしれません。申し訳ないです。時間が限られていて、これだけの情報の中でやらないといけないということで、非常に聞きづらかったと思います。今後、調査が始まると、時間ができてきますので、色々のご説明をしていきたいと思っています。

17 番目、大気の質ということで書いてございます。大気の質については、基本的に環境

影響評価の中では、窒素酸化物、粉じんということで捉えております。ここについては、きちんと工事中も含めてきちんと評価をさせていただくことを考えております。

(事業者)

大気環境の調査に関するポイントについては、お手元の資料 221 ページに記載があります。工事車両や風車に使う機材といったものを搬出入する際の工事中の影響ということで、①と②のところで現況の粉じん濃度及び窒素酸化物濃度、これに工事関係車両の影響がどの程度大きいかということはこの 2 地点で調査し、影響の予測評価を行うこととしております。

(事業者)

17 番目のところで、土砂災害の話がございます。先ほどお話ししましたように、まずは現況把握ということで、地質要素も含め、皆さんと同じ情報のもとに、今後土砂災害について検討させていただきたいと思っています。ただ、配慮書のとて、方法書でも県の方から今までの土砂災害の状況はどうなのかという質問をいただいています。我々も県の土木事務所や国の方に行きって調べましたが、松阪市の土砂災害についての公式文書というものはない状況です。もし、何かあればいただきたいと思います。現状において公式文書はないという状況です。なかなか難しいと思います。ただ、それではいけないので、きちんと我々の方から調査結果をお示しし、土砂災害について、こういうメカニズムではないかということも捉えようと思っています。その後、山の中の水がどう流れてくるのかということも含めて設計を示させていただきたい。また、排水計画や道路の作り方について、基本的には尾根筋に風車の建設を考えていますので、水質状況も山の上の方なのでどうなのかということも含めて協議をさせていただきたいと思っています。これは今回、市の方でも土砂災害について委員会の中で協議するというので、時間スパンとしては、設計や調査が入っていますので、環境影響評価の中で同じようなスパンで進むことは難しい部分もあると思います。引き続き色々なことで検討、審議をさせていただきたいと思っています。ここら辺は市の方にもお願いさせていただけないかと思っています。

次に騒音・振動、台風になると計り知れないということですが、風車はカットアウトとて、ある程度の風速になると止まります。そうなるとうなるかという、一つの構造体になります。低周波音については、確定的ではないですが、風車のタワーのところでブレードが横切る、このところで低周波音が発生すると言われてています。一つの構造体になっていれば、低周波音ということではなくて、どちらかというて風が当たっている騒音と捉えることかと思っています。そのあたりもシミュレーションの中で示させていただきたいと思っています。振動の方ですが、ここも建築基準法できちんと決まっています。ということで、上の構造体もそうですが、下の基礎の部分も含めて振動計算をさせていただいて、それが地盤にどういう影響を与えるか、基本的には与えない方向で設計をしなければ

ばいけないと思っています。建築基準法に則って対応させていただきたいと思っています。建築基準法は基本的には、工事計画書の中に入っていますので、経済産業省の中に入っていますが、これは我々の方でも計算を出して、計算について動的にするか、静的にするかというところは、経済産業省と話をしながら進めさせていただきたいと思っています。

次の19番ですが、事業性に問題があるのではないかと、風況は大丈夫なのかということです。風況について、方法書に示させていただいているのが6ページです。これは、NEDOのデータです。NEDOのデータでよいのかどうかというのは、事業者としても課題点であると思っています。今後、風況観測塔を建てさせていただいて、1年間だと確率分布の問題がありますので、2年測らせていただきたいと思います。そこできちんとしたデータを出したいと思っていますが、我々は内部でデータを持っています。それをベースに気象台の弼見がメインのデータで補正をさせていただいて、風況の検討をしています。これは、内部データですので公表できるデータではありませんので、ここには載せていませんが、その中では、利用率も高く30%近く出ています。それぞれの風車によって利用率は変わってきますが、1本ごとに利用率を出しております。県の方からもこのあたりをきちんと出した方がよいのではないかと話がありましたが、データがひとり歩きしてもまずいということもありますので、きちんと風況調査をやらせていただいて、お示しをしたいと思います。ただ、我々の中では事業性は十分あると考えています。しかし、すぐに回収できるわけではなく、だいたい10年程の回収期間と考えています。風況だけではなくて、電力さん側の状況もそうだと思いますが、諸々の条件があって、キャッシュフローを引かせていただいて、その中で採算性を我々の方だけではなく銀行さんも含め、詰めていくというかたちになります。

次に9ページ目です。20番ですが、低周波音の件です。これも先ほど説明したとおりです。基本的には環境省がやられている検討会をベースに、パブリックコメントもいただいて、ガイドラインを作る手前になっていますので、それを利用させていただくことを考えています。このことも地元の方々には国の状況はこうなっているという説明をさせてもらう機会を作って、ご説明したいと思っています。

次は水質についてです。水質については、基本、水質は守るということで考えています。ただ、土砂災害との関係も出てくると思いますので、これはきちんと検討して、我々の配置計画等もお示しして、土砂災害と環境をどうバランスよくやっていくかというところを準備書の中では示させていただいて、ご審議をしていただければと思っています。

景観のところですが、景観についても先般、風況観測塔が立ったのではないかとということでホームページに出ていましたが、あれは我々のものではありません。あれほど大きいものはありません。既にクリーンエネルギーファクトリーさんが建てた風況観測塔は撤去されていますが、高さが60メートルくらいです。それをもう少し太くしたようなイメージです。近くに鉄塔が立っていますが、あれを見ていただくと大体イメージが湧くと思います。我々の方もきちんとモニタージュを出して、棚田100選からのモニタージュも含めて見て

いただきます。まず、市の景観条例を守るとというのが一番重要だと思っています。それをベースにモニタージュを作らせていただいて、地元の方々に見ていただき、圧迫感がどうかというところも地元の方々のご意見をいただきたいと思っています。

次の22番、コンクリートを使うことでコンクリート排水が水質に影響するのではないかということです。基本的には、工事の中でコンクリート排水はほとんど出さないかたちで進めさせていただきたいと思っています。出さないことで汚染は避けるということです。1基あたりのコンクリート量はそれなりに大きいものとなります。19ページに基礎の絵が描いてあります。16m×16m程の基礎、深さとしては地盤によりますが、5メートル程かと思っています。そうすると、数千m³のコンクリートを入れないといけないのですが、これも今後、測量しながら、作業性もあるので、パイルを打つかどうかも地盤の状況によりますので、そこを調整してから、1個1個変わってくると思います。1つの風車を1日、全部で12基あるので12日から20日間で終わるようにして、排水は出さないというかたちにさせていただきたいと思っています。

23番です。尾根の向こう側、国有林側にすればどうかということですが、これは、重要な意見であると思っています。これをもって三重県の森林管理署の方にも相談したいと思っています。これを国がどう考えるのかは分かりませんが、こういう意見があったということで照会をかけていきたいと思っています。

次の24番目ですが、ここも崩れるということです。中部電力さんの方がどう崩れたのかは分かりませんが、どういう責任関係になっているのか分からないのですが、基本的には雨の方は10年確率でやらせていただきたいと思っています。30年がよいのか10年がよいのかということですが、最近ですと、温暖化が始まって10年の方の雨量が多いかと思えます。ですので、10年の方が安全サイドかと思っています。あともう一つは排水の考え方で、法面の考え方によって変わってきますので、きちんと設計をした後にご説明をした方がよいのかと思っています。

次に25番目です。まずは、天然記念物の乱獲があるのではないかということです。準備書に記載することになるのですが、準備書は非公開ということですので、これが公開されるということだと思います。我々としては、情報漏れがないことが重要であると思っています。もう一つ動物の件です。シカもサルもそうですが、山を下りてくるかどうかということもあります。ここは、まだ細かく検討しておりません。今後、県の方にも獣害対策課はありますので、専門の方に色々ご相談をしようと思います。情報を集めて、今後どうするか、シカの食害の問題もあります。我々が緑化をしてもシカが食べてしまうのではないかと県の方から言われたこともあります。そこも含めて専門家の方に色々ご相談したいと思っています。

26番目です。まずは、白猪山の件です。基本は、環境影響評価をきちんとやらせていただいて、自然環境の保全に努めさせていただきたいと思っています。次に害虫が多く発生するかどうか、風車が建ったところでそういうことはあまり聞いたことはないのですが、

これも文献、もし可能であれば度会や青山の状況をお伺いするということもやってみたいと思っています。登山者による山並みということですが、ここも人と自然との触れ合いの中で調査をしていくということで、アンケート調査等をさせていただきたいと思っています。

(事業者)

人と自然のふれあい活動に関しましては、お手元の資料の 251 ページに調査の位置を書いてあります。当該地域ではハイキングコースがセットされておりまして、白猪山の山頂に上っていくルートがございまして。ここの登山ルートの利用状況、おそらく人の活動が活発になるゴールデンウィークや夏休みの時期に山頂部でどちらからいらっしゃいましたか、来るときはどんな交通ルートを使いましたかというヒアリングアンケート及び地元では入山者のお名前を書くようなペーパーもありますので、そういったものも活用して、ふれあい活動の程度を確認しようと思っております。今回の事業計画では、このハイキングルートの直接的な改変はございません。ですので、直接的な影響はないと思っておりますし、アクセスへの影響もほぼないものと考えておりますが、そういった点を人と自然とのふれあい活動の場として調査予測の対象にしております。

(事業者)

27 番目です。これは、配慮書の意見のときにも多くいただいております。事業者の信用、責任というところがどうなっているのかということ。小さい会社なので対応できないのではないかと書かれています。先ほどの中部電力さんの例も挙げて、地元の方は言われております。要は崩れがあったけれども何も対応してくれていないと。我々としては、まず設計をきちんとやるということもありますが、やはり何か問題があったとき、企業として真摯に取り組んでいくということになります。ここは、リニューアブル・ジャパンとして、合同会社任せではなくて、何かあった場合には真摯に対応させていただきたいというふうに思っています。もう一つ、もしリニューアブル・ジャパンがこの件ではなくて、会社として状況がよくなっていくということも考えられるのではないかと質問も配慮書のときにいただいております。そのときにきちんと責任をもってくれるのか。このプロジェクトですが、基本的には、プロジェクトファイナンスという手法です。ほとんど銀行さんが担保を持たれております。ということは、事業性をきちんとみて、これは事業性があるということで銀行さんが融資をする。我々リニューアブル・ジャパンの方で出資をしますが、そこがだめになった場合には新たに出資者をもっていくということになります。そのときには、我々リニューアブル・ジャパンよりも強固な出資母体になると思います。ということは、会社というよりもプロジェクトに価値がございまして、そこをきちんと住民の方々にも説明させていただいて、リニューアブル・ジャパンがだめになっても銀行の方が対応すること、これは、銀行との契約書にも書かれています。これ

は、しょうがないことだと思っています。銀行が介入してきて、自分の所有物としてきちんと第三者に引き渡すというかたちになりますので、我々の信用というよりもプロジェクトに対する信用があれば問題ないと思っています。

次に 28 番目は、事故時の対応や壊れたときの後始末、これも事業者としてきちんとやらないといけないと思っています。その前に設計をきちんとやって、排水対策もきちんとするということになります。もし、そういうことがあれば企業として真摯に対応するというかたちにしていきたいと思っています。他に低周波や健康被害の問題もあると思います。環境省の中でも低周波音については、直接的影響は見当たらないということで報告書が出ています。ただ、アノイアンスという言い方をしていますが、わずらわしさということがあります。それは人によって違い、そこは断定できないということで、我々ができることをきちんとやっていきたいと思っています。

次に 29 番目です。これは、先ほど申しました事業性のことです。同じ答えです。

30 番目、林地残材です。県にも言われましたが、間伐材というのは定義が違うということです。これは、全面的に我々の記載ミスですので林地残材というかたちにさせていただきます。これは、松阪市さんのバイオマス検討会にもありますように、道路をつけて林地残材を出していくということは、非常に意義があることだと思っています。

次に 31 番目です。これも耳が痛いご意見です。リニューアブル・ジャパンの信用ということですが、これは先ほどお答えしたとおりです。住民の方々との相互理解ということが重要だと思っています。我々としてはできる限り時間を作って住民の方々にご説明をしていきたいと思っています。そのベースが今回提出させていただいた方法書というふうに考えております。環境影響評価のやり方についても以前は、自主アセスの方でクリーンエナジーファクトリーさんもそうですし、ジャネックスさんもやられたと思いますが、大分勝手が違うと思います。なぜ、手続きの中で計画が変わってくるのかという方もみえます。これは、変えるということではなくて、皆さんとのご協議の中で変わっていくというふうに我々は捉えています。もう一つは安全性や土砂災害等、環境影響評価の中で変わっていく、そして、最終的に固まっていくのが準備書というふうに考えています。このこともご理解いただけるようにしたいと思っています。

次に 32 番目です。これは先ほど、ご説明したとおりです。コンクリートについては、設計と施工法も含め、きちんとやらせていただきたいと思います。建設工事は、東光電気（東光電気工事株式会社）さんをお願いをしています。東光電気さんは、日本でも大分工事をやられている会社で、責任もきちんととれる会社だと思っています。風車の方は日立さんをお願いしています。契約も含めて、工事のときは何かあったら対応するようにというかたちで進めさせていただきたいと思っています。

33 番目です。最大出力が出ないのではないかとということです。これは、勘違いもあるのではないかと思います。最大出力というのは、風車の出力かける基数です。言われているのは年間の発電力量のことではないかと思います。年間発電力量については、我々の方も

自社で持っているデータをベースにシミュレーションをしていますので、十分事業性があると思っています。今後、風況、年間発電力量等、我々が示す配置計画を基に銀行さんの方が了解する。テクニカルアドバイザーできちんと評価をしていただくというかたちになります。

次に 34 番目、市の土地だけではなく、一部民有地が含まれていますが、これから方法書で大体の位置が分かってきて、測量をやってもう少し細かいところまで分かってくるので、そのときに色々ご相談をさせていただきたいと思っています。今後の協議事項、お願いする事項かと思っています。あと、民地のところも多数の所有者さんがいて、整理がつかないところもございます。ここら辺は、弁護士さんも含めて、我々の方で、まずはやり方等を示させていただいて、協議させていただきたいと思っています。

35 番目です。この質問は分からなかったので、質問者の方に聞いてみました。以前の計画ですと、山の中腹に計画をされていた。そこだと危ないということです。斜度がきつくて、なかなか立ちづらいところだという話がありました。我々としては、尾根筋に近いところで考えています。一番きついのは、風車を建てる建機がどれくらいの斜度だと上がっていくかという点です。大体、12%から 15%くらいしか上がっていかないで、そういうところを選びながら、なるべく急斜面でないところ、そうでなければ法面処理をどうするかというところも含めて検討を進めていきたいと思っています。そのためには、測量をして地質調査もさせていただいて、きちんと崩れだけではなくて土砂災害も含め、対応させていただきたいと思っています。

これが住民の方々から出た意見に対する事業者の見解になります。続けて県の方もやった方がいいですか。

(朴会長)

ありがとうございました。この 35 件が 2 回の住民説明会、あるいは事務所に意見を送っていただいた意見に対する見解ということで、かなり専門的な部分もあれば、地域住民としてそうだろうと思われるものがありました。この 35 件あって、また、県との小委員会が開催されたことから、出ている意見もあったかと思います。時間はかかりますが、やはり私たちとしては、出された意見は全部聞いて、それから、その部分と委員の皆さんが考えている部分とを整理しながら意見を交換した方がよいのではないかと思います。休憩時間がなくて申し訳ないですが、お願いすることにしましょう。よろしくお願ひします。

(事業者)

2 つあります。県の方からの意見ということで、方法書に対する意見への見解と前回 12 日に県の審議会で作らせていただいて、12 日のときの意見はまだいただけていません。今回説明させていただくのは、こちらの県から出た意見に対する見解ということで構わないですか。

(朴会長)

その資料は今ないので、例えば重なる部分があるのでしたら、飛ばしてもよいと思いますが、私たちにとってはその意見も聞いた方がよいと思います。ただ、あまり時間が長くなるとということもありますので、その中で、事業者として重要な部分がでてきたとか、そういったことがありましたら重点的に話をしていただければと思いますが、どのくらいの内容になるのでしょうか。

(事業者)

私たちのメモベースですとそんなに多くはないです。私たちのメモベースでこんな質問がありましたというようなことで構わないですか。

(朴会長)

それをお願いします。

(事業者)

まだ、県から来ていませんが、私たちが12日にお伺いした内容について簡単にご説明したいと思います。まず、1点目です。先ほど出た気象関係です。やはり風況がよくないのではないかというところでは、先ほどお話ししたとおりになります。先生の方からは粥見のデータを使ったらどうかと言われましたが、粥見のデータは非常に低いところですので、風況観測という意味では合わないもので、我々が独自に持っているデータをどういうふうにお示しできるかというところを今後考えていきたいと思っています。各風車ごとのシミュレーションは全部終わっていますので、それを示しながらというかたちだと思います。次にあるのが、まず、近隣との距離です。今、1kmくらいある中で、これが十分かどうかというところだと思います。距離が十分かどうかというよりも環境省さんが出されるガイドライン、今後、残留騒音プラス何デシベルという数字が出てくると思います。それに合わせて評価をさせていただきたいというふうに思っています。景観のところは、住宅から見えないかどうかというところでは、我々が今やっているシミュレーションでは見えます。ただ、圧迫するかどうかというところは、主観的な問題ですので、これは見ていただいて検討していただくしかないと思っています。ただ、住民の方からもガラガラという話がありましたが、これについては、市の景観条例で決まっているマンセル番号、色彩番号がありますので、それに基づいてやらせていただいて、ガラガラをなくしていきたいと思っています。騒音関係です。これは、環境省さんからの情報を使ってくださいということと、住民の方にもきちんと説明をしてくださいということでした。それから、県の方も現地調査に行っています。5名程山に登られて白猪山の山頂付近を見えています。その中で、白猪山の山頂付近というのは、どちらかというところを開けている部分があるので、そこが捕食

になっているのではないか、回りは木なのでクマタカは下りていかないのではないかということでした。そういう場所が捕食になっているので、そのあたりも考えて検討してくださいということでした。これは、我々の方としても検討したいというふうに思っています。もう一つが、土壌の問題を言われています。基本的には花崗岩がベースで、その上に風化したマサ土が乗っているかたちで、そのマサ土の状況をちゃんと調べてくださいということでした。これは、我々としては地質調査をやらせていただいて、その状況を調べて、現状把握をきちんとして、透水性の話と濁度、沈降性の話とか色々あると思います。そこは、排水計画、地形、水の流れ、地質を含めて検討させてもらって、今後審議をしていただきたいと思います。

次にヤマネについてですが、ある先生が実はヤマネは巣箱だけでなく、民家に住むこともあるというコメントをされていました。民家とか屋根裏とかそういったところにもいるので調べてみてくれないかという話でした。あの辺りにあるのは、一つしかなくて、石尊神社のお社しかないと思います。そこについては、調査するかどうかを検討したいと思っています。基本的には石尊神社のところは開けていますので、そこまでヤマネがくるかどうかということも含めて調べたいと思います。どちらかというともヤマネは、木伝いでいくという話をお伺いしていますので、開けたところに行くかどうかは、専門家のご意見を伺って検討したいと思っています。

次が水環境についてです。水質の地点を追加してほしいということでした。もう一度水質のところを何点にするかというのを再検討するというかたちにしたいと思っています。ただ、今の状況で考えると、そんなに少ない地点数ではないと思っています。

他には、CO₂の話が出ております。CO₂について、今まで方法書の方では、電力中央研究所さんの方のLCAというかたちで出させていただいております。なかなか1個1個のLCAは出せないで、風車としてのLCAということで、25ページにLCAの記載をさせていただきました。前回、市の方からもCO₂ということで、コメントをいただいております。電力中央研究所さんのデータを出させていただいております。もう一つあるのは、やはり伐採をするので、そこも計算に入れるようにということでした。これは、そうさせていただきます。また、伐採については、改変面積等に関わってきますので、どのくらい木の密度があるのかということもありますので、調査して数字を出したいと思っています。ただ、山を歩いて何本というのは、中々難しいので、平米当たり若しくは、ヘクタール当たり何本というかたちになるかと思っています。それが何年生の木かということのも大体の平均が分かると思いますので、それをベースに伐採のときのCO₂の影響を調べたいと思います。

その他、騒音測定ですが、なるべく風が無い日に騒音を測定してくださいということでした。基本的には、風がある、ないに関係なく残留騒音は測りたいと思っています。風況関係については、何メートルの風のとときにこのくらいの騒音でした、このくらいの低周波音でしたということでお示しをしたいと思っています。大きいところはそういうところでした。

(朴会長)

よろしいですか。

はい、ありがとうございました。結構、多岐に渡った部分の説明がありました。それぞれの専門分野のどのページ、どの分野からでも構いませんので、委員の皆様の方から思慮等をさせていただこうと思っております。よろしくお願いします。

(寺島委員)

騒音関係で教えてください。配慮書で松阪市から出した意見なのですが、278 ページの「2. 各論の（1）騒音・低周波音等の影響」というところの冒頭で、最も得たい情報の一つであることから、機種を選定理由を明らかにするなど、より詳しい説明を今後の手続きにおいて記載してほしいという意見を出しました。私も日立の製品ありきでその話が進んでいるものですから、確かにそれが、その仕様で影響がなければ OK ということは分かりますけれども、やはりこう一つ踏み込んで、環境性能に対してベストな選択であったという、そういう理由があった方がいいのではないかというふうに思います。それで選定理由を明らかにして、方法書に書いてほしいなと思って見たのですが、分かりませんでした。どこかに書かれているんですか。

(事業者)

以前、配慮書するときにも同じ質問をいただいたと思います。ページでいくと 20 ページ目のところですよ。これは日立さんからお伺いした話ということで何点か書いてございます。低周波音に限定している部分があるのですが、ローターの回転速度を速くすることで、低周波音を少なくしている設計になっています。もう一つはブレードとタワーのクリアランスを大きくしている。低周波音はブレードがタワーの前を通過するときに低周波音が発生すると言われておりますので、このクリアランスを大きくするということが 2 点目。それと、ダウンウィンドウなので、風を切るとブレードとタワーの間のクリアランスが広がるので、そうすると低周波音がより発生しづらくなるというのが 4 点目です。それと、日立さんもシミュレーションをしていますので、それをベースにダウンウィンドウのクリアランスを決めたり、回転速度を決めたりしている。しかし、細かい話はなかなか日立さんも出してくれないので、どうなっていると言われても、こういうことできちんとやっていますということしか回答は出来ないのです。

(寺島委員)

例えば入札のように、いくつか候補を上げて、比較をして検討したとか、そういうプロセスはないのですか。

(事業者)

今回、二つありまして、一つは国内メーカーを使おうと思っています。その理由がありまして、海外メーカーさんですと、メンテナンス、故障したときにいろんな対応が遅くなってしまう。そうすると我々だけではなく、地元の方々にも、何かあったときの対応が遅くなってしまうということです。なるべく国内メーカーを使って対応を早くしたい。そういうメンテナンス体制を取ってくれるところ、部品のきちんとあるところをしたいというのが1点目です。二点目はやはりダウンウィンドウを使わせてもらいたい。これはやはり低周波音です。なるべく低周波音を少なくする。あと実績がある。鹿島でも洋上風力を日立がやられているのですが、やはりアップウィンドウよりもダウンウィンドウの方が安定しているなという感じです。もう一つ国内メーカーさんとしては、JSW（株式会社日本製鋼所）さんがあるのですが、事故を起こしたので、なかなか使いづらい。三菱重工さんはどちらかというと洋上中心なのでなかなか難しい。あと残っているのは、GE（ゼネラル・エレクトリック）さんとSIEMENS（シーメンス）さんなんですけども、SIEMENSさんの方は陸上の対応をしていなくて洋上中心、GEさんは部品供給や安定性という点で、リスクも含めて、日立さんの方が事業性としては若干いいのかなというふうに思っています。本当はGEさんの3メガを使わせてもらいたいたいののですが、やはり信頼性、あと、環境サイド、低周波音を含めて日立さんを選ばせていただいたというのが、検討のプロセスとなっています。

（寺島委員）

やはりそういうことは準備書には書けないのですか。住民さんの説明用の資料でもいいですし、そういう経過を経て、やはり日立さんが選ばれていて、それは非常に低周波の問題に対して有効なものであるということをおっしゃらうのでしょうか。

（事業者）

分かりました。

（寺島委員）

それだけきちんと理由があるのであれば、全然問題はないと思います。

（事業者）

書き方の問題が出てくるので、あまり日立さんを宣伝してもというのはあります。

（寺島委員）

そういうところはあるかもしれないのですが、少なくとも、この配慮書に出した意見に対する回答がないというのが、少し引っかかりました。

(事業者)

分かりました。今回の審議は、議事録になって、そういう質問事項というかたちで来ると思うので、そのときに書かせていただくかたちで構わないですか。

(寺島委員)

それは方法書には反映されないのですか。

(事業者)

基本は、方法書だけではなくて、資料も含めて審議の資料だと思っていますので、方法書へ具体的に書く場合には事務所の方で書かせていただきます。

(寺島委員)

きちんと記録が残るかたちで回答していただければいいと思います。

(事業者)

はい。

(寺島委員)

それともう一つ、少し細かいことで大変恐縮なのですが、先ほどご説明があった 20 ページの 4 点目、タワーシャドウモデル、つまりダウンウィンドウの場合は、タワーの後ろにブレードが回るので、その影響で低周波が発生しやすくなるのですか。

(事業者)

しにくくなるのです。

(寺島委員)

素人なのであれですけど、タワーシャドウになると出力が後ろだけ弱くなるので、出力が波打つとかそういうような話がなんかあるのですか。そんなことはないのですか。

(事業者)

それは私も初めて聞いたので、日立さんに聞いてみます。

(寺島委員)

何しろブレードが一瞬風下になるので、そのときに少し波打つ、何等かエネルギー的に、あるいは出力的に、そういう可能性はあるのですか。

(事業者)

二つあると思います。原理的にそういうことと、もう一つは、頭の方に風速計がついているので、逆に風速に対する応答性はブレードの後ろに風速計が付いているよりもいいと思っています。それも含めてどうなるのか、日立さんにもう一度聞いてみます。

(寺島委員)

そうですか。分かりました。この書きようとして、「タワーシャドウモデルを開発し」というのは、要するに計算モデルということですね。

(事業者)

そうです。

(寺島委員)

計算モデルを開発して、そうすると風車が回転したときの色々な状況がより正確に出せるということですね。

(事業者)

そういうことです。

(寺島委員)

それをもって、計算、設計を色々としていこうというわけですね。それで低周波が下がるような設計にもっていこうという意味ですね。

(事業者)

一つの条件として、低周波を少なくするというのが一つの計算条件になってくるという話を伺っています。

(寺島委員)

分かりました。ありがとうございます。以上です。

(朴会長)

よろしいですか。

(平山委員)

すみません。よろしくお願ひします。方法書の方でCO₂の話が出ていて、伐採に伴う二酸化炭素の排出の話がないなと思って聞いていたのですが、さっきのお話だと、県の小委員

会の方で、実際には検討というか、計算してもらえるとということですね。そのときに、私の方から二点、抑えておいていただきたいポイントがあると思っています。伐採に伴うCO₂の排出のときに、他の事業で少しうろ覚えなのですがみていると、伐採に伴って、今ある木の固定している二酸化炭素放出量だけが推定されている。あるいはそれぞれの木の年間のCO₂吸収量、これがなくなってしまうという記述があります。両方大事で、今そこに存在している二酸化炭素として固定されている量、その算出と同時に、そこがもし伐採されずに森としてあったら、それぞれの木は年間どれだけか、ほとんど成長しないような木もあるかもしれないけど、若い木だとどんどん大きくなっていきます。そうすると年間どれくらいかという二酸化炭素固定量がありますので、それも併せて二酸化炭素の放出量として推定することはかなり大事です。そこを是非お願いしたいと思っています。あと、森の生態系機能というのはCO₂固定だけではなくて、他にも、木があることで根っこが土を支えたり、水を支えたりという機能があると思います。この間、現地調査で登らせていただきましたときに、結構急なところがありました。住民意見でも土砂災害に関する言及というのが大きいと思うので、土壌のことは専門じゃないから分からないのですが、さっき土壌の現状調査も大事だからきちんとされるということだったのですが、例えば尾根部のところを伐採したときに、そこは木がなくなってしまうので、そうすることによって、どれくらい大雨が降ったときに崩れやすくなるかとか、そういったことは、この評価項目には入ってこないのですか。

(事業者)

ここは、今後、検討しなければならないことだと思っています。検討しないといけないのは土壌だけの話と、あと保持力です。二つの保持力があって、土壌を保持するというのと水を保持することがあると思います。そこにどういうふうに影響を与えるか、我々としてまず考えなきゃいけないのが、現状の保持力がどうなのかということからだと思います。それを把握して、その後、伐採したときにどうなるか、工事中の話と工事後に緑化をする話とかあるとも思います。あまりきついところであれば、違う方法を使わなければならないので、基本的には、伐採した後の土壌保持力をきちんと保てるようなやり方で設計をしていかなければいけないと思っています。それは水も含めてです。あとそういう意味で排水をどうするかが非常に重要になってくるのではないかと考えています。マサ土の場合には、マサ土の種類によるのですが、固まるマサ土とそうではなくてバラバラになってしまうマサ土、粒形もだいぶ影響してきます。マサ土と下の花崗岩との間、その距離もあります。浸透性もあるので、その中でどういう形でマサ土が保持できるかというところを検討していく必要があると思っています。

(寺島委員)

そこもかなり大事な点だと思うので、そこはやはりきちんと見積もられると、土砂災害

に対する住民の方々からのご心配っていうのが大きいみたいなので、きちんと納得してもらえるような算出ができるのではないかと思います。

(事業者)

ありがとうございます。

(寺島委員)

私からは以上です。

(朴会長)

ありがとうございました。

(松井委員)

平山先生から二酸化炭素の話が出たので、私もそのことについて、少しお聞きしたいことがあります。25 ページに数値を出されているのですが、そこで耐用年数が過ぎて撤去し、その撤去した物をさらにリサイクルするのかどうか分かりませんが、そこまでの排出量というのは含まれたものですか、それとも含まれていないのですか。

(事業者)

今ここに出ているものは、まだそこまできちんと調べていないので、もう一度電力中央研究所の文献を調べて回答したいと思います。

(前田委員)

遅れてきてすみません。

先ほど平山先生の方から土砂災害の話が出たので、少しお伺いしたいのですが、先ほどの説明だと、これから調査をして、その後設計ということですよ。先ほどプロジェクトに対する信頼性という言葉が出てきましたけど、明らかにこの地域は、かなり岩盤にもクラック、亀裂が入っているし、風化した土がたまっているということで、土砂災害が起きている頻度から見ると、少し間が開いているかもしれませんが、これから雨が増えるとか、この地区は地震の話が出てきていませんけど、地震が起きるとかすると、非常に大きな土砂災害の危険性はやはりある。それから先ほどの掘削量が少し増えるという話が出ていましたけれども、やはり削ったり、盛ったりすることで、その部分は確実にリスクが高くなって、適切な対策をしない限り、間違いなく災害のリスクは高まることは間違いないと思うのですが、その計算が今、見積もられていないわけですよ。

(事業者)

おっしゃるとおりです。先ほどご説明しましたように、今のレベルは、図面上のレベル

です。今後、測量したり、土質調査したりということで、そこをきちんと設計をしていかなければいけないと思っています。

(前田委員)

要するに、他のところで土砂災害に対するというか、非常に高さが高い風車を支えるためには、かなり下を改良しなければならないし、そのために杭が5mという話をされていましたが、5mが6m、7mになると、その穴を掘るための重機がガラッと変わるわけです。そうするとそのための建設道路の量とか、大きさとか、変わってくると思うので、そこをある程度見積もった状態でお話をしておかないと、土砂災害に対する対策がこの地域は絶対必要だと思うので、そこが出ているのかなと思います。

(事業者)

この資料については、環境影響評価の資料ということで、土砂災害のところは除いてあります。ただ、先ほど申し上げましたように、きちんと測量して、土壌調査をしないと出てこないものです。それを今やるということよりも、まずは方法書の方で計画の方を見ていただいて、その後やらないと、計画が色々と変わってきてしまう。ステップバイステップで物は進めていかないといけないと思っています。

(前田委員)

ただ他のところよりもかなり必要だということは間違いないと思います。それは考慮しておかないといけないし、説明のときにも大丈夫だったという話ではなくて、そういうことをきちんと認識して、危険が非常にあるところだということと、この地区は他の場所と違って、雨が強い可能性もあるし、あと地震も確実に来るので、そういうことをきちんと考えていますという説明がないと、不安に思っている方は納得しないなということがあると思います。

(事業者)

そのためには調査をしなければならない。調査をしないで定性的にものを言っていると、不満ばかり増えていくので、きちんと定量的にとらまえて、物事を進めていきたいというふうに思っています。

(前田委員)

あともう一つ、作った後に、耐用年数とかあると思うのですが、構造物としての風車が傷んでいくという話と、それによって周りの地盤も傷んでいくという話もあると思うのですが、そういうことも考慮に入れた耐用年数の期間、きちんと安全性を確保するということを念頭に置いた試算をしていただかないと、皆さん納得しないのではないかなというふ

うに感じています。

(事業者)

そのために国の建築基準法があると思っています。

(前田委員)

国の建築基準法も間違いないと思うのですが、ただ、維持監理が大事ということが出てきているので、今までとおりにはいかないっていう話が出てきていることは確かです。しかも土地が非常に風化するということなので、そこは、真摯に受け止め、やっていくことが必要というように思います。

(事業者)

やはり、きちんと現状を調査して、現状を知ることが一番重要だと思います。それをなしに、我々の方で、自分たちの基準でものを皆さんにお伝えするのは非常に危険だというふうに思います。

(前田委員)

それは分かるのですが、やっていかなければいけない。あともう一つ、先ほどからガイドラインとか基準という話が出ていますけれども、もう一方でシミュレーションをすると、先ほど風の説明もありましたけれど、シミュレーションをするという話があって、説明される時にガイドラインがこうなっているからいいという話と、シミュレーションを折角するのであれば、その地域にきちんとあったというか、その地域の山や空気、色々な環境にあったことをやって結果を出しますという説明があってもいいのではないかと思います。

(事業者)

我々は基準値を作るわけではないので、基本は国の指示にきちんと従うというのが民間の責務だと思っています。その中で、民間として、シミュレーションについても、通常やられているシミュレーションをお示するという形になると思います。

(前田委員)

その地域をきちんと反映したものをシミュレーションしないと、ガイドラインだからという説明だけされると、やはり皆さんは納得しないのではないかと思います。

(朴会長)

この地域の地質的な特徴はどうか。

(前田委員)

地質的にはどこかに書いてあったかもしれませんが公開されています。非常に亀裂が入ってできているということは間違いなく、それが風化してボロボロ崩れたものが表土に積もっている。例えば、2、3年前の広島の大豪雨で崩れました。普段は崩れないのですが、非常に強い雨、長く降る雨ではなくて、時間的に集中的に降ると、やはりああいう災害が起き、普段崩れないところが崩れ、しかも広域で、最近の災害は非常に早く流れるので、今まで思っていたよりも遠くに到達するということが考えられます。だから、今までの基準は確かにあるのですが、それはどんどん状況が変わってきているので、そういうことをきちんと念頭においているという説明がないと、先ほどプロジェクトの信頼度の話がありましたけど、信頼度は高まらないのではないかとというふうに話を聞いていて思いました。

(事業者)

広島の話以外にも山口の話もあります。国の方が調査をしています。きちんと情報を整理して、どこが違うのか整理しなければならないと思います。そのためには松阪のところの土砂災害のデータはいくら探しても出てこない部分がありますので、そうすると我々の方で、まずは地質調査をさせていただいて、それで皆さんと同じ情報をもって、何がどういうふうに違うのかということをしなくてはならないと思っています。これは心配すればするほど、皆さん定性的になってくると思うので、きちんと定量的に物事を進めていかないと、間違っただけの情報が出ていく可能性もあります。先ほどの風況もそうなのですが、自分たちで持っていますが、それは出さない。それは、間違っただけの情報を出してはいけない、きちんと環境影響評価、もしくはその中で評価できるデータを出していかねばいけないと思っています。今回の土地もそうですが、山に亀裂が入るかかどうかというのは、我々も初めて聞いたので、そういう文献があるのであれば、いただくと非常に助かります。それとマサ土について我々も調べていますが、追加情報をいただければ、それを念頭において評価をさせていただけるとしています。

(朴会長)

確かに最近、例えば宮川の大洪水だとか、結構局地的な大雨が降っている場合が、三重県でもあります。先ほど前田先生がおっしゃったように、1時間当たり100mmどころじゃない、そういったような大変な雨が降ったときにどうなるのかという部分、懸念される部分を先生はおっしゃるのだと思います。それから一般地域住民にとっては、例えそういったようなところの部分においても、実は対応できるよう考えているということが話された場合と、それは想定外で自然のことだから分かりませんということで説明していくと、たぶん不安を解決できるような糸口は必要なんだろうと思いますので、前田先生がおっしゃるような部分は確かに大事だと思います。国はガイドラインを作りますが、やはりこの地域

にあったかたちでのガイドラインということよりは、大抵区域を区切って、この地域は、この地域はというふうな区分で結構広範囲に係るものですから、特に松阪の白猪山のこの地域に住んでいる方にとったら、やはり色々気になる部分があると思います。そういった部分に関して、色々なデータを用意していただいて、先ほどシミュレーションというかたちでおっしゃるので、ガイドラインはガイドラインであるけれども、特にこの地域に、例えば、初期条件が変わった場合にはどうなるんだということを、折角シミュレーションをするということなので、それを一つなり二つなりやっていただいて、出していただくとかなり変わっていくのではないかと思います。そういうところの部分の準備書、評価書などで反映していただくということは可能でしょうか。

(事業者)

シミュレーションという意味では、低周波、超低周波だと思います。超低周波も騒音もそうなのですが、基本的には先ほど言いましたように安全サイド、これ以上大きくならないというサイドだと思います。例えば、木の吸収とか入れるとどんどん小さくなるのですが、それは入れず、距離減衰だけしか入れなければ、一番高い数字になってきますので、安全サイド、我々でいうと危険サイドでの評価をさせていただきたいというふうに思っています。

二つ目、土砂災害については、やはり現状把握だと思っています。ここがきちんとできないことには、我々としても山が割れるかどうか分からないのですが、どのくらい堆積しているか、それによって、例えば、基礎の考え方も違います。コンクリートを打つだけにするのか、パイルを打つようにするのか、色々考え方があります。そこも含めて、まずは調査をさせてもらって、土砂災害、あと先ほどの洪水もそうだと思います。10年確率でやったときに、例えば、それが10倍になることはなく、1.5倍、10%ぐらいましでもいいかもしれませんが、そういったときにどうなります。溢れたときはこうなります。みたいなことは、いろいろ検討させてもらえるとと思います。

(朴会長)

ありがとうございます。

(富田副会長)

動物の予測評価の手法について、2, 3 お聞きしたいことがあります。ヤマネについて、生息痕跡、素材が見つかっているということですが、そちらで直接、既に調査を始められている段階になっていますか。

(事業者)

ヤマネについては、昨年、12月に県の方で配慮書の説明をさせていただいたときに、痕

跡があるということで、専門家が見て痕跡があるということなので、我々としてはいると思っています。それで県の方とも相談させていただいて、調査の仕方についても県と同じやり方をさせていただいており、あと色々な文献を調べて、設置場所についても文献ベースで、ここだったら大丈夫ということで、県の教育委員会と相談させていただいて、今年の7月から12月まで調査をしました。今のところヤマネは出ていないのですが、やはり1回そういうふうに出ていますので、我々としてはいるというふうに思っています。もう一つあるのは、我々のところでヤマネの結果は出なかった場合にどうするのか、出た場合には色々と相談させていただいて、その対策をとると、出なかった場合には少し相談させてください。どういう対策をするかについて、相談させてくださいということを県の方にお問い合わせをしています。

(富田副会長)

ヤマネの調査の時期が夏季から初冬各1回ということが出ていますが、ヤマネの繁殖期は春季、5、6月頃で、その繁殖期を調査期に入れていないというのは具合が悪い。それともう一つお聞きしたいのは、13地点ありますが、その13地点について、各地点何個ずつやるかとか、具体的にこれからお示しいただきたいと思います。それから各地点について、植生調査を行って、どの木に、どの樹枝に付けているかとか、何個ずつ付けたとか、そういうふうな具体的なデータをこれから取っていただけたらと思います。それともし万が一、痕跡が直接見つかったようでしたら、そのポイント的にそこへ、できたら自動カメラを設置し、夜間自動カメラで確認するというふうなかたちでやっていただきたいと思ます。ヤマネというのは一晩の行動圏が結構広くて、180mくらい移動しているのがテレメーターで出ています。そういうかなり広い一晩の移動もあります。そういうことで、巣箱をかけて利用する素材によって姫ネズミとヤマネと両方があり、ある程度判定するわけなのですが、ヤマネらしき、いわゆるヒノキなんかの樹皮の痕跡が見つかったときには、特にそこへ集中的にポイントを置いて、カメラでやっていただきたいと思ます。それから、239ページの調査地点の図面ですが、このグリーンがフィールドサイン等の踏査ルートになっていますが、これでいくと一番東側にあたる取付道からすぐのところについて、取付道はかなり切っていくわけですので、そこが踏査ルートに入っていないのはおかしいかなと思ます。この3地点以外にこれだけの広い取付道の部分も踏査ルートに入っていないのはどうかと思ます。それから小型哺乳類の調査地点も3地点出ておりますが、ここについても植生も一緒に調査報告に明記して、結果と合わせて植生も設置場所も調査していただきたいと思ます。それから、工事にかかる時の影響についてですが、大・中型動物は工事をすれば周辺に下がる可能性があるかと予測されますので、そのあたりの予測評価も併せて行っていただけたらと思ます。特にこの辺りは第二種鳥獣管理計画で、ニホンザルにはグループというのがあって、この辺りには阪内グループのサルの大きな群れがいると思ますので、行動圏や動向、併せてニホンジカとイノシシ等の集落への予測評価もやっていた

だきたいと思います。前回申し上げましたが、ニホンカモシカが紀伊山地グループや鈴鹿山地、あるいは四国、九州のグループが低地化している現象があって、松阪地域では、東は伊勢寺まで出没している状況です。阪内、矢津、勢津等でも滅失固体、あるいは傷病固体が確認されているので、そのあたりの情報も十分集めていただいて、白猪山周辺には出没しているような気配がみられますので、先ほど申し上げた 3 つの大型獣と合わせて動向調査もやっていただきたいと思います。色々申しましたが、以上です。

(事業者)

私の方からまずヤマネの調査に関して現状のご報告をさせていただきます。ヤマネの巣箱調査、ご指摘のありました 239 ページの茶色の囲いのところ、我々はブロックという言い方をしています。13 のブロックを設定いたしまして、各所に三重県の方で使われている巣箱を少なくとも 5 個をそれぞれのルート、尾根筋に登山道がありますが、そこから入った部分に巣箱を掛けて夏が終わったくらいから毎月巣箱の中に痕跡があるかどうか確認しております。先ほど、少しお話ししましたが、現状ではヤマネの巣材らしきものは確認できておりません。一部おそらくヒメネズミと思われるものを確認しました。あと、鳥の巣みたいなものが入っているということも確認しております。ですので、現状ではこの 13 ブロックの場所ではヤマネの生息の痕跡は確認できておりません。一部、ご指摘も受けておりますが、あまり新しい巣箱だとヤマネは入らないという心配もございます。ですので、来年まで巣箱はそのまま置いておいて、継続的な観察は続けていきます。先生からご指摘がありました夏場の繁殖の時期の調査ですが、この時期に関しましては、鳥の営巣で他の鳥が入ってしまうおそれがありますので、この時期は毎月観察するのではなくて、鳥の巣ごもりが終わって離れたときに、踏査をして巣箱の中を空っぽにして、冬眠、冬の寒い時期に巣材を入れ込むかどうかの確認をしているところです。ですので、ご指摘の繁殖期を外したのは、他の生物の影響で観察を繰り返しても妨害があるということで、調査の対象から外しております。実際の現地調査時には、他の動物、植物の調査に夏の時期も入りますので、そのときに調査員に巣箱の中を確認するようにさせることはできます。個別の記録はとらないつもりですが、経過的な観察は行ってまいります。さらにその調査員の話をして、今回設置しています対象事業実施区域の尾根筋に関しては、乾燥しているところ、山の山頂部分で水気が無い、特に杉植林、ヒノキ植林といった植林地帯ですので、エサになるものがあまりないところであると考えられます。あまり、ヤマネの生息場所には合わないものと懸念しているところです。勝手な推定ではいけないので、ヤマネに関しては注意深く見ていき、もし痕跡があった場合には、先生のご指摘にあったとおり、自動カメラの設置、調査の頻度を多くする、周辺の植生、エサ、他の競合する生物等も目視して、アセス用語でいうところの重点化した調査を進めていきたいと考えています。もう 1 つ、この調査位置図で申し上げますと、尾根筋のところ、踏査ルート 1 番 2 番 3 番、これが、それぞれ植生がある程度みれるように杉、ヒノキの植林地、広葉樹林とか、それから 3 番辺りですと芝地の群落である風通しのよいところがあります。そこが、植生が違ふとこ

ろです。そこをまず事業の改変区域の対象として調査のポイントを設定しておりました。現地の踏査に入りましたところ、先生ご指摘のようにこの図面の上側、地図上でいう東側のアクセス用道路の部分、こちらは川の沢筋に道路ができることとなりますので、水環境の部分があるということで、これはこの方法書を作った段階では入れておりませんが、現状ではここにR(ルート)4、P(ポイント)4というのを東側のちょうどヤマネの一番上のところよりもう少し中に入ったところにポイントを追加し、設置して調査をやっています。ここは、尾根筋の風が吹く植林地とは少し環境が違うので、生物相ももしかしたら違うのかもしれないということを配慮した調査を行っております。それから、トラップ調査、哺乳類、ネズミ類の捕獲調査にトラップを設置します。さらにモグラです。墜落缶を設置して、単純にエサをおいて捕まえたということではなくて、必要なものは小型哺乳類も含めてやっております。大型の哺乳類につきましては、現地の調査として糞や食痕、足跡等のフィールドサインをみているところですので。鹿に関しては、糞がそこら中にあるということです。タヌキの痕跡も見つけられました。ニホンリスのかじった痕跡も秋の調査で確認しております。ただ、シカ類が圧倒的に多いという状況を確認しています。そういった哺乳類に関しましては、目視、鳴き声、フィールドサインを含めた調査を行っていく予定です。ご指摘のもう少し広い範囲の行動圏になると、文献等を頼りにして、現地で確認されたグループがどのグループに所属しているのかというのはみれると思いますが、もう少し広い、例えば紀伊半島ですとか山地全体での調査までは、今回のアセスの調査では対応できないということは申し上げておきます。ご指摘のことを反映してどういう行動が変わるかといった予測評価には繋げていきたいと思っております。

(富田副会長)

ヤマネの巣箱ですが、先ほど鳥が入るとおっしゃいました。ヤマネの巣箱というのは、裏側からヤマネが入ります。鳥が入るような、表から入るものとは違い、木を組んでその横からヤマネやヒメネズミが入るというものです。そういった巣箱を使用していないのですか。それだと鳥は入らないと思っております。

(事業者)

三重県の調査を参考にして、ヤマネの専門家の方に確認しながらやっております。

(富田副会長)

私の知人におりますので、本人に聞けば分かるのですが。ヤマネの巣箱でしたら鳥は入らない構造にしていますので、疑問に思いました。ですので、繁殖期を除くというのは腑に落ちないところがあります。

(事業者)

ヤマネの巣箱につきましては、調査する前に三重県とお話しをさせていただいて、県の調査をしているやり方をそのまま踏襲させてもらっています。実績があるものでないと難しいと思います。我々も巣箱について定性的には分からないので、実績のある巣箱を使わせていただいているというのが現状です。県の方にもご了解いただいております。

(事業者)

付け加えになりますが、巣箱を置いて、その時期になると取っ払ってしまうのではなくて、置いておいて経過確認いたします。活動期にも調査員が入って、鳥類の観察をセンサーで入りますので、そのときに合わせて巣箱を確認して、鳥が入っているのかどうか、ヤマネらしき別の生物のものがあるのかどうか随時確認できると思っています。

(富田副会長)

設置の樹種もそれぞれ控えていただけたらと思います。何を利用するかとか色々出てくるかと思えます。

(朴会長)

他にどうですか。山村先生どうぞ。

(山村委員)

266 ページの地元に対するメリットというところに、非常時の電力確保が可能であると書かれてあります。これは、中部電力さんとそういう契約をされているということですか。

(事業者)

説明をするのが非常に難しいと思います。まずは、中部電力さんの系統がどうなっているのかということだと思います。非常時、例えば浜岡原子力、若しくは四日市がやられたときに、どういう潮流になっているかということだと思います。基本的には、今繋いでいるところ、松阪市の市内に繋いでいますが、そこからどういうふうに配電をしていくかということだと思います。ただ、今、潮流は浜岡なり四日市なりから松阪に向かっていて、皆さんが使っている中で、こっちがだめだったときに逆潮流になります。我々が使っているものが、松阪市の方で使うには25メガしかありませんので限界があります。要は非常時、浜岡なり四日市の火力がだめなときに逆潮流をして少しでも送れるということです。許可という問題ではなくて、繋ぎこみはできますということです。中部電力に繋ぎこみはできますという了解をもらっています。後、どういうふうに使うかということは中部電力さんの計算です。我々としては、繋ぎこみをして問題ないという了解をいただいております。

(山村委員)

繋いでもよいというのは、当然だと思います。しかし、例えば、川越が止まってしまったら、基本的には、系統全体が止まるはずでず。その状態でこちらの方から風力発電のような電力を送ったとしたら、おそらくかなり不安定な状態になります。その状態では系統の安定性を確保するという事は、中部電力としてはかなり難しいと思います。それも許容したうえで、中部電力さんは繋いでもよいと言っているのか。今の系統が稼働している場合は、もちろん繋いでもよいと思います。中部電力の系統が弱ったときに、それを補助するという役割として風力発電というのが本当に適しているのかという疑問があります。というのは、風力発電というのは、風況に左右されますから、需要と供給のバランスが合いません。それを合わせるために中部電力側でバランス調整をしているわけです。それが、なくなってしまったら、こちらだけで補助するという事は不可能だと思います。

(事業者)

需給バランスと潮流の問題だと思います。私は東京に住んでおまして、東日本大震災のときに、福井の1Fが止まり、2Fが止まり、柏崎が止まり、全部原子力が止まりました。そのときに、東京の系統が全部ダウンしたかという、していません。風車を止めたかという、止めていません。どんどん送ってくれと東京電力が言っています。私が知っている風力発電事業者は、出来る限り震災のときには電気を送りました。鹿島から東京に送りました。要は電力バランスというのは、一義的なことではないと思っています。全部の発電所がだめになるということはありません。シミュレーションについても中部電力さんがどういうシミュレーションをするか、細かいことは知りませんが、色々な想定をされています。それで、末端が100Vプラスマイナス6V、これに収まるという色々な想定をされていると思います。私は、中部電力は知りませんが、九州電力でメガソーラーをやったときに、想定を見せてくれと言いましたが、見せてはくれませんでした。しかし、我々は200も300もシミュレーションをしており、その中で納まるかたちになっているとのことでした。許可を得ているか、得ていないかということですが、基本はプラスマイナス6Vの中で色々なシミュレーションがあります。それで、収まると思っています。止める、止めない、それは、中部電力さんの系統の強さであると思っています。今繋いでいる系統は、工業団地の系統です。弱い系統だと思っています。太陽光のように細いところに繋げれば、開閉器を開けてくれということは当然あります。普通、容量や色々な部分で持たない部分があります。ただ、今回の系統は工業団地に繋いでいますので、後は、中部電力さんがどういうシミュレーションをしているか、それは、中部電力さんは開示してくれません。どんなケーススタディをしているか、何百もしていると思います。しかし、我々が今言えることは、何か災害があったときに、少しでもエネルギーを地元を送る。これが電気供給者の義務だと思っています。

(山村委員)

先ほど、工業団地の方に繋ぐという話でしたが、当初の計画では、違うところに繋いでいましたよね。工業団地の方に移されたのは何か理由があるのでしょうか。

(事業者)

太陽光が増えて、容量が足りなくなっているということです。足りないというよりも系統が不安定になっているということです。太陽光よりも風車の方が系統に対しては安定しています。ですから、色々なシミュレーションがありますが、太陽光が増えると通常のメガワットよりも相当振れが大きくなります。1メガでも10メガ相当の系統への負荷がかかります。風車はそれよりも少ないです。そういう意味で、太陽光が増えたことで、今回我々のところは断念せざるを得なかった。新しく、より強い系統を紹介していただいたということです。

(山村委員)

2点目ですが、266ページの現時点では固定価格買い取り制度という段落で、事業計画が不可能な場合には撤去しますと書かれております。この撤去というのは、原状復帰という意味での撤去なのか、風車を撤去するという意味なのか、どちらでしょうか。

(事業者)

まず、撤去という意味は、二つあります。我々としては、今後、撤去するかどうかというところですが、20年の買い取り制度が続いた後、どれくらいで買い取っていただけるか、これによって撤去するかどうかを決めなくてはいけないということです。日本は、パリ合意のように再生可能エネルギーを増やさないといけない。CO₂を減らさないといけないという国際的な責務があります。それに対して、どれだけ協力できるかということも含めて考えます。では、あまりにも我々のランニングコストよりも安い、その場合には、撤去をする。撤去について原状復帰かどうかということは、またそこでの協議だと思います。というのは、作るときに環境影響評価をきちんとさせていただき、そして、撤去するときはどうするか、これは撤去するときこういうかたちで委員会を開くのかどうするかというのは、決めなくてはいけないことだと思っています。我々が今ここでどうするかを答えることはできません。また、我々が答える問題ではないと思っています。国の方が答える問題だと思っています。

(山村委員)

国の方が答える問題というのは、どういう意味ですか。

(事業者)

要は、撤去をするときの環境影響評価についてどういうふうにするかというのは、我々

が判断すべき問題ではないということです。国の方が指針を出してくれる問題ではないかということです。これは、原子力の廃炉、火力の撤去、これも含めてそうだと思いますが、それと同じことだと思っています。

(山村委員)

その次の文章に事業者が事業継続できない場合でも新たな事業者にて事業継続が行われます、と書いてあります。この2つの段落が、どういう意味か分かりにくいところがあるかと思います。上の段の事業継続が不可能というのは、要はこの事業を辞めるという場合ですよ。

(事業者)

誤解を招く文章かもしれませんが、事業継続が不可能というのは、会社として倒産をした場合とかそういうことを言っています。事業が悪いということではないです。事業は入り口のところできちんと評価をして、成り立つ、ただ、リニューアブル・ジャパンという会社が倒産をするということも100パーセントないとは言い切れないので、そういうときには銀行を通じて事業継承をしてもらおうということです。

(山村委員)

上の段落で言っている事業継続が不可能というのは、風車のやっている事業というものをそこで辞めるという意味で、会社自体は存続しているというふうに私は解釈しているのですが、そういう意味ですよ。

(事業者)

その逆です。会社として継続不可能であって事業ができないという意味です。

(山村委員)

その状態で撤去がちゃんと行われるのかというのが気になります。そのときには、新たな事業者は、撤去するという事業をやるという意味ですか。

(事業者)

撤去するかどうかは、次の事業者が決めることです。事業継続が不可能になるというのは、2つあります。例えば、会社が無くなる、そのときには、事業継続が不可能ですので、銀行が費用の80パーセント程持っていますから、銀行が新しい事業所を連れてきます。そのときには、事業を継続します。撤去することはないと思います。2つ目、例えば、不幸なことかもしれませんが、山が噴火を起こしたとき、それは撤去だと思います。基本的にそういうことはないということで事業を進めていますし、そういう評価をしています。事業

継続が不可能というのは、事業の問題ではなくて、会社経営が不可能で事業が持てないということですよ。

(朴会長)

そういった場合の事業者の社会的責任は難しいですが、どう考えるのでしょうか。岩崎先生ちょっと考えておいてください。山村先生続きをどうぞ。

(山村委員)

今度は、こちらの資料「(仮称)松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解」の9ページの24番のところですよ。これは、質問者がお聞きになっているのは、調査が原因となって災害が発生するという話ではなくて、調査をして、問題が無いとなったにもかかわらず、実際は、災害が起きてしまったということですので、調査に対する不安を持たれているのではないかと思います。ですので、調査が原因となって災害が起きるといった話ではないと思います。調査内容について、その信用性に嫌疑を持たれているのではないかと思いますので、この回答ではずれているのではないかと思います。

(事業者)

ここは、きちんと質問者の意図を捉えないといけないと思っています。我々の解釈と質問者の意図が違うかもしれないので、質問者の方に再度聞くのがよいと思います。

(山村委員)

以上です。

(朴会長)

岩崎先生どうですか。

(岩崎委員)

先ほどの問題は難しいです。事業の見積もり、見通しを立てる段階でどこまでリスクを予期しなければならない責任が事業者にあるのかという問題だと思います。噴火が生じるというところまでリスクとして見込んで事業の計画を立てないといけないと、そこまでの責任は通常はないと考えるでしょう。

(朴会長)

例えば会社が倒産して、当初から超自然的な力でだめだったということはそうかもしれ

ないけれども、会社の経営がまずくてだめになって、結果的にこの事業に関しても当所がなくなってしまったというのはいくらもありませんよ、可能性は少ないにしても。そういう場合に撤去なのか、そのときの色々な要素が入るとは思いますが。

(岩崎委員)

今の場合、事業者の皆さんの説明によれば、上と下の記載に分かれている内の下の場合ということですよ。

(事業者)

基本的に、この物件については担保設定がされます。これは、銀行が担保設定をしますので、その担保をどう扱うか、銀行の契約の中に入ってきます。実際、合同会社でできていますので、リニューアブル・ジャパンが潰れたときにどうするのかというのは、銀行の方の融資契約の中で決めていくかたちになります。そのときに、この事業者が地元にとってよいのかどうか、これは、銀行の方がきちんと地元の方と話さないといけないというかたちだと思います。

(朴会長)

岩崎先生、何かありますか。

(岩崎委員)

1つだけよろしいですか。私、法律を勉強している者として、この場に呼んでいただいても殆ど役に立てることがないのではないかと、恐縮ながら参ったところです。1点だけ意見として話させていただきたいと思います。方法書の説明会について、住民の方からいくつかのご意見が寄せられたところでした。方法書の説明会の手続きは、先般のアセス法の改正で新しく事業者に対して義務付けられた、その意味で重要性が確認された手続きであると思います。しかし、それに対して不十分さを感じられた住民の方々がおられたということだと思います。それに対しての事業者の見解として、別途機会を設けて説明していきなさいということでしたが、これは、公式の場が十分でなかったことに対して、非公式の場で協議を重ねることをご理解いただいきなさいという説明なのだと思います。でも、非公式の場でどんなに密な協議を重ねていただいても、それ自体重要なことだとは思いますが、それによって公式の場が十分なものでなくてもよいという理由にはならないと思います。ここは、やはり、次の公式の場、準備書の説明会の段階で、どうかたちで説明会を催していただくのか、どうかたちで質疑応答の時間を確保していただくのか、そういうことを書いていただくべきではないかというのが私の意見です。

(事業者)

ご意見重々受け止めます。次回、こういったことの繰り返しのないよう注意したいと思います。残念ながら今回、形式的な周知になってしまったというところは否めないところではあります。各自治会の区長さんには、私どもの地元のメンバーが回らせていただいたのですが、そこから住民の皆様への周知まで至らなかったというのは反省事項でございます。次回、きっちり対応したいと思います。

(朴会長)

ありがとうございます。私も岩崎先生がおっしゃられた部分に関連しておりまして、次からどうするのかというところを考えてみたいと思います。どうしても事業者の立場、行政の立場、地域住民の立場、それぞれ望んでいるところが違うはずで、そこを如何にして歩み寄らせるのかというのがノウハウであり、地域住民に誠実に説明をするということへの理解度を高める一つの方法でもあると思うので、是非とも何らかのかたちでコミュニケーションをとるのは大事だろうと思います。というのは、戦略的アセスにおいて、科学的な部分は当然ですが、もう一つ、地域住民がどう思うのか、地域住民のある意味ではコンセンサスのようなものを得る事業でないと、厳しいと言われていく中で、私がこの地域の地域住民であると想定してみますと、風力発電がだいぶ前から来る、来ないということが続いていって、2,000とも2,100ともいわれる大型風力発電が12機、尾根に建てられるということになってくると、大変大きな規模の開発行為とか改変が起きるのであろうと、そういうところで自然発生的にリスクは大丈夫というところのものが、例えば、はっきりしたリスクにかかわる項目別に考える方もいるかもしれないけれども、なんとなく不安であるということもあろうかと思えます。そういう方が、2回の説明会の簡単な報告を見ると、1,000名を超える方が住んでいるかもしれないところで、20人程のわずかな方が説明会に来ているということは、たぶん二つに一つだったのではないかと思います。これは、私の憶測ですので間違っていたらごめんなさい。1つは、もう来るなという意味で、いくら説明しても聞かないということであったかもしれないし、もう1つは、説明に期待していたが、リスクや漠然とした不安をきちんと答えるようなことはなかったというところもあったかもしれません。何があったかは分かりませんが、色々なことがあったのではないかと思います。私たちの環境影響評価委員会は、出されたものに対しては、粛々ときちんと客観的な我々の見解を述べながら進むのですが、最終的には地域住民がどう思うのかという部分でかなりの部分が決まっていくような気がしてならないです。しかも、知事がなぜ地元の意見ということで、市長意見をいただいたうえで、経産省に三重県知事として意見を出すということを考えてみますと、やはり地域はどうなっているのかというところの部分だと思います。そういう部分に関して、限られた時間であるかと思いますが、地元で毎日生活している人たちからみれば、今日色々な話が出ているものは全部生活に、死活にかかわる問題だというふうに皆さん思うはずです。そういう部分に対して、科学的にどこまで説明ができるのか、あるいは色々なまだ分からないことがあるけれども、最善は尽くして

やっていくというようなかたちで、時代の流れはこうなんだと、そういったところの部分の説明をしていく、コミュニケーションをとるようなことになると思います。それと関連して、方法書 156、157 ページのところを見てみると、アセス法に基づいて、それぞれの色々な部分に対しては、こういう部分はきちんと調査してくださいといったところが網掛けしてあるのは分かるのですが、マルがついている、マルがついていない、工事にかかわるものではかかわるけれども、経営が始まったらいらぬというふうな感じに、色々な評価を客観的にやられていると思います。例えば、地域に住んでいる人からみると、もしかして、例えば水がだめになるのではないかと、土砂災害がくるのではないかと思われたときに、継続してモニタリングして欲しいということが言われるのではないかと。そういったときには、事前、本番、事後、そういったかたちでの戦略的なアセスを通してやらざるを得ない。ここでは、取り敢えず工事してください、作られたら 20 年もの取り組みになるとは思います、作られたからあとは知らないということではなくて、継続的なモニタリングをしなければならぬ項目が必ずあるであろうと思います。ところが、資料を見るとマルが 1 つしかありません。それから、157 ページには、マル、バツの根拠理由、非常によくできた根拠ですが、我々から見ると地域住民の立場になったときに、本当にバツでよいのかという部分があります。例えば、春夏秋冬、継続的に少なくともこのモニタリングはやっていくとか、そういったようなものを次の準備書、評価書ではやっていただかないと、ある意味で平行線を辿るかもしれないと思っています。同じようなことで、地域住民に説明をするので来てくださいといったときに、おそらく同じような結果になる可能性が極めて高いと思っています。そういうところのものをどう考えるのかということを事業者の皆さんも戦略的に考えていただいて、この事業はどうしてもエネルギーの自給や色々なことで戦略的に必要だということであるならば、地域住民からの了解をもらえるための工夫が何で必要なのかということをよく考えていただきたい。ですから、こちらとしては、終わった後も施設が使えなくなるまで必要最小限のモニタリングはやり、それを公表するのは会社がするのか、市がするのか、これは地域住民の安全にかかわるものだったら、その両方が公表するかたちになるのだらうと思いますけれども、そういったような先を見込んだかたちでのものを入れていただきたい。それは、準備書の段階がよいのか、評価書がよいのか分からないですが、然るべき段階の中で、それをに入れていくことが絶対必要だと思いますので、そういうふうに提案をしたいのですが、皆さんどうでしょうか。

(事業者)

まず、1 点目の地域住民の方々とのコンセンサスという点ですが、まさに現在私どもが十分にできていない点であると認識しております。ここに同席しているメンバー全員でどうにかたちで話し、コミュニケーションをとれば地元の方々ときちんとした対話ができるのかということを考えていきたいと思っています。もう遅いという方もみえるかも知りませんが、私どもはもう少し諦めずに粘り強く、地域の方にとって望ましいかたちで展

開ができるようにもっていきたいというふうに思っております。それからもう 1 つの事業開始後の継続モニタリングですけれども、こちらについてもきちんと地元の方々との話し合いの中で、私どもがどういったことをしていけば、皆さんが安心していただけるのか、逆に喜んでいただけるのかというところも今後の課題として十分に検討してまいります。

(朴会長)

事後モニタリングは是非とも至急検討していただきまして、お願いしたいと思います。コミュニケーションをとることはもちろんですが。

(事業者)

先ほど、県からの質問ということで説明をいたしました。正式な質問ではありませんが、県の方から 2 点ありました。これは、議事に残るかどうかわからない部分があるのですが、1 つは、くにうみさんとの関係はどうするのかというところが、県の方から委員会が終わった後に質問された話だと思います。その 1 つは、取付道路の話です。それをどうするつもりなのか聞かれています。我々としてもくにうみさんとはこれからお話しする 1 つのアイテムではあるということです。そういう意味では、くにうみさんと一緒にできるということは改変面積も少なくなるんだろうなというふうには思っています。もう 1 点目、今言われたモニタリングについてですが、これもコメントをいただいております。どういう項目で何をしたらよいかというところまで踏み入って話はされていません。言われましたように住民の生活、住民の安心の点でのモニタリング、もう 1 つは生物環境、例えば先ほどのバードストライク等あると思います。そういうところも含めてモニタリングというのは、やらないといけないと思っています。何をすべきなのか、今後色々話をさせていただくというかたちになると思います。

(朴会長)

ありがとうございます。そうしましたら、最後に 1 番遠いところから来ていただいた前田先生、何か言い足りないことがありましたらお願いします。

(前田委員)

私は、モニタリングについて考慮されていなかったということに驚きました。こういうアセスメントでは、必ず後のモニタリングはしないと、自分たちの思ったとおりに物事が起きてくれるとは限らないので、それは是非やっていただきたいと思います。それと、先ほどの山村先生のご質問にあった事業がうまくいかなかったときの話が、私、やり取りを聞いていてすっきりしないままなのですが、それについてもフローのようなもので分かりやすく説明していただかないといけないのではないかと思います。先ほど、会社が倒産したらという話がありましたが、思ったとおりの風力発電ができなかったらという話が出て

こなかったの、それも含めて事業の継続性をきちんと説明していただきたいと思います。作ったのはよいが、その後、思ったとおりのパフォーマンスが出なかったというときどうなのか。どこの風力発電の色々なサイトを見ても、住民の方が1度作られたらどんどん増えていくのではないかという懸念をされているというのが1つの反対理由になっているというのが全国的にあります。やはり、先ほど山村先生がご質問されたことに対しては、きれいに整理していただかないとプロジェクトを信頼しろと言われても、銀行は信頼するかもしれないけれど、住民はなかなか信頼していただけないのではないかというふうに思いました。

(事業者)

プロジェクトファイナンスという世界をもう少しご説明しなければいけないと思います。プロジェクトファイナンスの世界の中で、事業者が悪かったらそのリスクは誰がとるのかという事業者が赤字を出してずっととります。これは仕方がないことです。その中で、事業が成り立たずに事業者が潰れてしまった場合どうなるのかという、基本的にはリザーブというものをとってあります。それは何をするためのものかという、撤去するためのお金です。それは、初めからキャッシュフローの中に積まれています。どういうことかという二つあります。もし事業がうまくいかなかった、収益が出なくなった、これは事業者が赤字を垂れ流します、これは仕方がないことです、自分たちのリスクですから。二つ目、それで会社が潰れてしまったときには、キャッシュフローの中で元々使わないお金としてリザーブが積んでありますので、そこのお金を使って撤去するというかたち、これは銀行だけでなくプロジェクトファイナンスの世界では普通のことになっています。

(事業者)

その点について補足させていただきます。先ほどの266ページの前段と後段のところで、事業継続が不可能という表現と事業継続できないという表現の違いについてご質問があったと思います。上の方の事業継続が不可能と書いてあるのは、前提としては事業期間終了後というところではありますが、前田先生からお話があったように、例えば事業性が悪くなったということで、事業が不可能になったという場合については、先ほど申し上げたようにリザーブとして積んであるもので撤去をしてまいります。そうではなくて、私どもリニューアブル・ジャパンという会社もこれだけの会社ではなくて、他の事業もやっております、そちらで赤字というか、事業を失敗しましたということでリニューアブル・ジャパンが会社として存続できないような状態になりましたというのが、後段に書いてあるところでありまして、こちらの場合については、風力事業に起因するわけではなくて、リニューアブル・ジャパンそのものがいなくなるというところですので、その場合には、銀行団が次の事業者をアサインしてくるというようなかたちをとって、松阪の風力事業につい

ては継続していくというような段取りをとっていくというふうに書いたつもりなのですが、分り辛くて申し訳ございませんでした。

(前田委員)

私を読み込めなかったのかもしれませんが、先ほど、国という話も出てきたし、非常に話が飛んで行ってしまったので、我々が理解できないということは、住民の方は間違いなく、聞けば聞くほど不安になるという可能性があるのでは、そこは、交渉のときにきちんとお伝えしてもらって、住民の方とよい議論になればと思います。

(朴会長)

ありがとうございました。2時半から始まりまして3時間近く経っておりますが、せっかくの機会であります。最初に事務局からアナウンスがありましたけれども、1月17日まで竹上市長は鈴木知事に意見を言わなければならないということになっています。私たちは、今日初めて顔をみるという方もあるなかで、なんとかかたちにしなければならぬということもあります。まだ、少し時間がありますので、是非ともこういう部分を考えてほしいといったことがありましたら承りますが、いかがでしょうか。

(富田副会長)

生態系に関して、245ページに書かれていますが、特にここはクマタカが4ペア見つかったところですね。当然他社との関係について、十分に連携を取りながら進めていただきたいと思っています。クマタカは、尾根を渡りますので、それぞれの行動圏の重複もでてくると思います。そのあたりを他社と一緒に連携を取りながらやっていただきたいと思っています。片方だけでやってもずっと一カ所にいるわけではありませぬので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思っています。

(朴会長)

ありがとうございます。

(事業者)

クマタカの累積影響ですが、データをいただいておりますが、時間の差があります。彼らが調査したのは大分前のことですので、その部分をどうするか、また色々とお相談しなければいけない部分であると思っています。

(富田副会長)

2 シーズン、2 繁殖期調査すると書いてありますので、その間に十分連携を取りながら進めていただきたいと思います。

(朴会長)

ありがとうございます。長時間、委員の皆様にも色々なテーマと問題を出していただいて、それに対して事業者の方に真摯に答えていただいたと思います。この議題に関しましては、これで終了とさせていただきます。最後のまとめに関して、1月17日に提出する意見をどういうものにするかという部分も踏まえて、事務局の方に司会を移させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

それでは事務局から答申の作成について説明をさせていただきます。本日の委員の皆様方の意見を元に、市長への答申を作成していくという作業がございます。答申の作成でございますが、市長意見の提出期日が平成29年1月17日となっており、年末年始を挟むため実作業日数は非常に少ない状況です。本来であれば委員の皆様と調整させていただきながら作成していくのが本意ではございますが、会長と副会長にご一任いただき答申作成を進めさせていただきたいと考えております。答申内容につきましては、委員の皆様方にはメールなどでお送りさせていただき、答申内容をご確認いただく方法で、当委員会としての最終答申としてまとめさせていただきたいと考えておりますが、そのような流れでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局)

本日は、長時間にわたりご審議をいただき、また貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。今後答申をまとめていくにあたり、委員の皆様方には、大変お手数をおかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。市長への答申の提出につきましては、日程が確定次第お知らせをさせていただきます。最後に、報道関係者の皆様にもお願いがございます。環境影響評価方法書、意見の概要と事業者の見解の関係書類につきましては返却いただきますようお願いいたします。なお、ホチキス止めの事項書についてはお持ち帰りいただいても結構でございます。それではこれもちまして、平成28年度の松阪市環境影響評価委員会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。